

一般社団法人三重県建築士会 登録有形文化財「建造物」
トレーディングカード追加作成制作等 規程（案）

令和3年3月3日制定

文化庁の補助を受けて、（一社）三重県建築士会が作成した登録有形文化財「建造物」のトレーディングカードを、所有者等が追加作成又は類似カードを新規に作成する場合の規程を以下のように定める。

1. 基本事項

- (1) 建築士会が作成したカードと類似のデザインで、「ランダム情報」「現場レア情報」を配置する場合は、類似カードとみなしこの規定を適用する。
- (2) 作成にかかる費用は作成者負担とし、（一社）三重県建築士会は負担しない。
- (3) 補助の規程により、販売等利益目的のための増刷・新規作成は認められない。
- (3) 増刷・新規作成を希望する者は、事前に建築士会 歴史・景観まちづくり委員会と協議を行なうこと。

2. 追加作成する場合

（建築士会が作成したカードの配布が終了したが、好評のため所有者等が増刷して無料配布する場合等。）

- (1) 1. 基本的事項 (1) の情報記事は基本的に変更しないものとし、「監修/（一社）三重県建築士会」を記載する。
- (2) 表面の写真については、より効果的な写真と作成者が判断すれば、類似の写真と差し替えることは可能とする。
- (3) 増刷するカードは、建築士会が作成したカードではないことを明確にするために、作成者名を記載すること。
- (4) 増刷するカードの Ver は 2.0 とすること。以降の増刷があれば、内容に変更がない限り同一 Ver とすることが望ましい。

3. 新規作成する場合

（新たに、登録有形文化財に指定されたため、建築士会作成のトレーディングカードと類似のカードを作成し、無料配布する場合等。）

- (1) 1. 基本的事項 (1) の情報記事は、三重県建築士会会員によるものし、「監修/（一社）三重県建築士会」を記載する。
- (2) 新規作成したカードは、建築士会が作成したカードではないことを明確にするために、作成者名を記載すること。
- (3) 新規作成カードの Ver は 1.0 とし、以降の増刷にかかる Ver は作成者の判断による。

○この規定の設定及び改廃は、歴史・景観まちづくり委員会に諮り理事会の決議による。

○この規定は令和3年3月3日より適用する。

年 月 日

一般社団法人三重県建築士会 登録有形文化財「建造物」
トレーディングカード追加作成等 申込書

一般社団法人三重県建築士会 様

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

私は、一般社団法人三重県建築士会 登録有形文化財「建造物」トレーディングカード類似のカードを作成（追加・新規）いたしたく申込いたします。

作成にあたっては、貴会の定める、登録有形文化財「建造物」トレーディングカード追加作成等規定を遵守いたします。

作成に当り、事前協議をお願いいたします。

カード配布予定場所： _____

カード作成予定枚数： _____枚